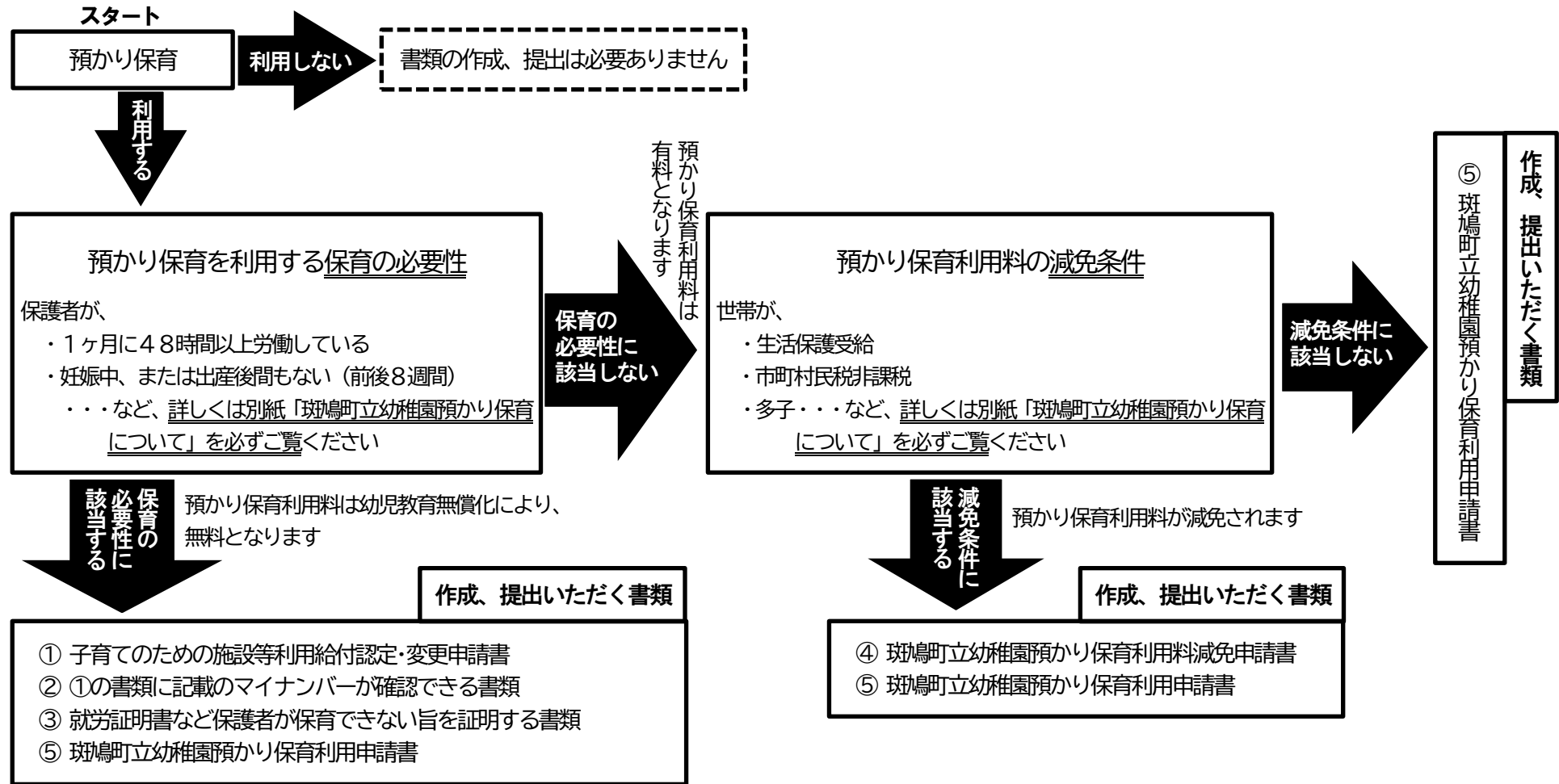


作成、提出いただく書類は、次のフロー図にて確認ください



預かり保育利用料の無償化を受ける場合は「①、②、③の書類」を幼稚園、または教育委員会事務局総務課へ提出してください。
預かり保育利用料の減免を受ける場合の「④の書類」も幼稚園、または教育委員会事務局へ提出してください。
※預かり保育の利用を希望する月の前月20日までに、「⑤の書類」を幼稚園へ提出してください。

★申請書類については記載例をご覧ください ★全ての書類は提出後において審査いたします